

解体工事特記仕様書

I. 工事名 津市白塚町地内特定空家等解体工事

II. 工事概要

1 工事場所 津市 白塚町 地内

2 工事内容 棟名称 平家建住宅
構造 木造 軸組工法
建築面積 109.96㎡
延べ面積 109.96㎡
工事項目 解体工事、外構工事
※本工事は空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第10条に基づき実施する略式代執行による解体工事である。

III. 解体工事仕様

1 共通仕様

図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、建築物解体工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、令和4年版）による。

2 特記仕様

1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。

2) 特記事項は、○の付いたものを適用する。

3) 項目欄に記載の（ ）内表示番号は解共仕の該当項目等を示す。

章	項目	特記事項																	
① 一般 共通 事項	① 適用基準	本特記事項に個別に記載の適用基準に加え、以下の基準等を適用する。 ○国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」（令和4年版） ○国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書」（令和4年版） ○国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書・同解説」（最新版） ○国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築工事標準詳細図」（令和4年版） ○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 ○その他関係法令																	
	② 発生材の処理等 (1.3.10) (4.4.1) (5.4.1)	○ 本工事は、特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事等であって、その規模が、建設リサイクル法施行令で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難い場合は、監督員と協議するものとする。 ○ 分別解体等の方法<table><tr><th>工程</th><th>作業の有無</th><th>分別解体等の方法</th></tr><tr><td>建築設備・内装材等</td><td>○ 有 ・ 無</td><td>○手作業 ・手作業、機械作業の併用</td></tr><tr><td>屋根ふき材</td><td>○ 有 ・ 無</td><td>○手作業 ・手作業、機械作業の併用</td></tr><tr><td>外装材・上部構造部分</td><td>○ 有 ・ 無</td><td>○手作業 ・手作業、機械作業の併用</td></tr><tr><td>基礎・基礎ぐい</td><td>○ 有 ・ 無</td><td>○手作業 ・手作業、機械作業の併用</td></tr><tr><td>その他（ ）</td><td>・ 有 ○ 無</td><td>・手作業 ・手作業、機械作業の併用</td></tr></table> 引き渡しを要するもの ・ 無 ・ 金属類 ・ PCB含有物 ・ （ ） 特別管理産業廃棄物 ・ 有（ ） 処理方法（ 5章による ） 木材の縮減 ・ 実施する （最も近い再資源化施設までの距離が50kmを超える場合に限る） 再資源化し現場で利用する建設廃棄物 ・ （ ） 再資源化を図るもの ○ コンクリート塊 ○ アスファルトコンクリート塊 ○ 建設発生木材 ・ 金属類 ・ 資源有効利用促進法に基づく指定再資源化製品 ・ 資源有効利用促進法に基づく指定再利用促進製品 ・ 廃棄物処理法に基づく水銀使用製品産業廃棄物 ・ 硬質ポリ塩化ビニル管及び継手 ・ ガラス	工程	作業の有無	分別解体等の方法	建築設備・内装材等	○ 有 ・ 無	○手作業 ・手作業、機械作業の併用	屋根ふき材	○ 有 ・ 無	○手作業 ・手作業、機械作業の併用	外装材・上部構造部分	○ 有 ・ 無	○手作業 ・手作業、機械作業の併用	基礎・基礎ぐい	○ 有 ・ 無	○手作業 ・手作業、機械作業の併用	その他（ ）	・ 有 ○ 無
工程	作業の有無	分別解体等の方法																	
建築設備・内装材等	○ 有 ・ 無	○手作業 ・手作業、機械作業の併用																	
屋根ふき材	○ 有 ・ 無	○手作業 ・手作業、機械作業の併用																	
外装材・上部構造部分	○ 有 ・ 無	○手作業 ・手作業、機械作業の併用																	
基礎・基礎ぐい	○ 有 ・ 無	○手作業 ・手作業、機械作業の併用																	
その他（ ）	・ 有 ○ 無	・手作業 ・手作業、機械作業の併用																	

③ 建設副産物情報交換システムの利用

④ 三重県 産業廃棄物税

5 電気保安技術者
(1.3.3)

⑥ 技能士
(1.6.2)

⑦ 疑義

⑧ 施工条件
(1.3.5)

⑨ 官公庁手続

⑩ 騒音・振動の防止

⑪ 危険災害の防止

⑫ 工事進入路

⑬ 工事写真

⑭ 完成写真

⑮ 事故の発生時

引渡しを要するもの以外のものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理し、監督員にマニフェストA、B2、D票を提示すること。

受注者は工事着手前に「再生資源利用計画書」（建設資材の搬入がある場合）及び「再生資源利用促進計画書」（建設副産物の搬出がある場合）を作成し、施工計画書に含めて監督員へ写しを提出するとともに法令等に基づき、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
また、工事完了後には「再生資源利用実施書」（建設資材の搬入があった場合）及び「再生資源利用促進実施書」（建設副産物の搬出があった場合）をすみやかに作成し、監督員へ写しを提出すること。
なお、各計画書及び実施書の作成等は、JACICが運営する「建設副産物情報交換システム」に登録のうえ、行うこと。

本工事は産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には、完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に、別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書を添付して、当該工事の発注者に対して、支払請求を行うことができる。 なお、この期間を超えて請求することはできない。
また、産業廃棄物処理集計表（マニフェストの数量の集計）を超えて請求することはできない。

・ 配置する

職種別に可能なものについては積極的に活用すること

設計図書に明記のない場合、または、疑義が生じた場合は、監督員と協議し、その指示を受けてから施工すること。

○ 監督員と協議し決定する。
施工可能日 ○ 指定なし ・ 一部に土、日曜日、祝祭日施工あり
施工可能時間帯 ・ 指定なし ○ 8時 ～ 17時
部位別の施工順序 ○ 指定なし ・ （ ）
工事車両の駐車場 ○ 指定なし ・ 図示（図面番号： ）
資機材置場 ○ 指定なし ・ 図示（図面番号： ）

工事に必要な手続きは受注者が速やかに処理し、この手続きに関する諸費用は受注者負担とする。

重機は「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」に基づき指定された建設機械の使用に努めること。

1) 工事期間中、現場内入場者、近隣居住者および周辺建物に危害を与えぬよう注意すること。万一、紛争が生じた場合は、受注者が誠意をもって解決すること。
なお、近隣等との折衝は、あらかじめその概要を監督員に報告し、その経過については記録し、遅滞なく監督員に報告する。
2) 重機搬出時、発生材搬出時、仮設材搬出入時には、交通整理のための誘導員を配置すること。

重機搬出入、産業廃棄物搬出経路については事前に施工計画書を提出し、監督員の承認を得ること。また、工事現場から搬出入する土砂により工事用進入路を汚した場合は、速やかに清掃を行うこと。

1) 着工前 ： 解体建物・敷地周辺・付近道路・工作物の撮影を行うこと。
2) 工事中 ： 営繕工事写真撮影要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（最新版））に従い撮影するほか、監督員との協議による。
なお、デジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の黒板情報電子化について（令和5年3月1日付け国営建技第14号）」による。

デジタルカメラで撮影し、全てL版相当サイズで印刷する。
（A4版用紙に1ページあたり3枚） 1部
写真は着工前・施工中・完成を同一場所から黒板なしで撮影すること。

工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により、工事事故報告書を監督員が指示する期日までに、提出すること。
また、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取、調査、検証等に協力すること。

⑮ 産業廃棄物

⑰ 不正軽油の使用の禁止

⑱ 地下残存物の確認

⑲ 損傷を与えた場合の対応

⑳ その他

施工計画書には、工事現場から産業廃棄物処理場までの運搬経路、産業廃棄物処理契約書の写し、産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処理業者許可書の写し、その他監督員の指示するものを添付すること。

1) 一般事項
工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む。）並びに建設機械等の燃料として、不正軽油（地方税法第144条の32（製造等の承認を受ける義務等）の規定に違反する燃料をいう。）を使用してはならない。
2) 調査の協力
受注者は、市が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。また、受注者は下請負者等に同調査に協力するよう管理及び監督しなければならない。
3) 是正措置
受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。また、受注者は、下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じるよう管理及び監督しなければならない。

中間検査又は完成検査において、地下残存物の確認を受けること。
確認時期は、監督員と協議し決定する。

解体工事により解体建築物以外の建築物や舗装、樹等に損傷を与えた場合には、監督員に報告するとともに、受注者の責任において現状復旧を行うこと。

○作業着手までの期間に調査及び施工計画書等を作成し、市監督員の承諾を得ること。
○作業着手までの調査は、事前に施設管理者及び、市監督員と協議するものとする。
○敷地内、周辺での作業・通行等は周辺住民の安全確保に十分配慮すること。
○安全対策のため、作業終了時及び休工時は出入口を侵入防止対策を行うこと。
○作業着手前には、現況把握のために、搬入道路及び周辺建物に破損箇所等があれば、市監督員の立合いのもと写真等に記録しておくこと。
○設計書に明記がなくとも、機能上及び構造上当然必要と認められるもの、並びに、取合いのはつり補修復旧は本工事に含む。なお、内訳書の数量は参考とし、当図面を優先する。
○工事用車両及び工事関係車両は、周辺道路に駐車しないこと。
○廃材、残土等の搬出にあたっては、周辺道路を汚さないこととし、当然のことながら無理な積み込みは行わないこと。
○工事車両等の出庫時は、タイヤ清掃等を行うなど、工事敷地からの土砂の流出抑制に心掛けること。
○喫煙は限られた場所のみとし、現場内は禁煙とする。
○建物付属物については特記なき限り記載の有無に関わらず全て撤去処分とする。
○特記無き植栽は、全て伐採・伐根とし、業者処分とする。
○埋設配管については特記なき限り記載の有無に関わらず撤去処分とする。
○建設機械及び重機を設置・使用する際は、予め地盤や地耐力の確認を行うこと。
支持地盤が不安定なことが確認された場合は鉄板敷きなどの必要な措置を行い安全に配慮して作業を行うこと。
○足場は、倒壊がないように堅固に組み立てること。
○台風等により強風が考えられる場合は、足場のシート撤去や部分補強をあらかじめ行うこと。
○敷地内にある建物等は全て撤去すること。ただし井戸については残置すること。
○工事場所の前面道路（北側道路1,500mm程度、南側道路1,400mm程度）が狭あいのため、手作業での解体が想定されるが、使用可能な重機を手配できる場合はその限りではない。
○工事開始までに周辺への工事のお知らせ文を作成し、配布すること。なお、配布方法については市監督員の指示による。
○工事用車両及び工事関係者車両を駐車及び積み込み等の作業を行う場所の選定については施行者負担の上で行うこと。
○工事用水、電力については施工者負担とする。
○作業着手は略式代執行開始宣言後（令和6年10月1日予定）となるため、市監督員と調整すること。また宣言後、速やかに作業を開始すること。
○石綿含有建材の事前調査の報告については、市監督員及び関係各署へ報告すること。
○報告については石綿事前調査結果報告システムを使用すること。

津市白塚町地内特定空家等解体工事		縮尺
図面名称	特記仕様書 1	No. 1/7
		原図：A 3
津市都市計画部建築指導課		

章	項目	特記事項																																																																								
仮設工事	② ① 仮設トイレ	構内既存の施設 ・ 利用できる ○ 利用できない																																																																								
	② 仮囲い	位置 ○ 図示（図面番号：3/7） ・ その他（ ） 仕様 ○ 図示（図面番号：3/7） ・ 成形鋼板H=3000 ・ 成形鋼板H=2000 ○ その他（ガードフェンスH1800）																																																																								
	3 監督員事務所 (2.3.1)	・ 設置する。 監督員事務所の規模（単位：㎡） <table><tr><td>適用</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>規模</td><td>10程度</td><td>20程度</td><td>35程度</td><td>65程度</td><td>100程度</td></tr></table> 監督職員事務所の仕上げ <table><tr><td>部 位 等</td><td colspan="5">仕 上 げ</td></tr><tr><td>床</td><td colspan="5">合板張り又はビニール床シート張り</td></tr><tr><td>内壁・天井</td><td colspan="5">合板張り又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルション塗り</td></tr><tr><td>屋根</td><td colspan="5">熔融亜鉛めっき鋼板又は鉄板張り、調合ペイント塗り</td></tr></table> 備品等の設置 <table><tr><td>種類</td><td>机・いす</td><td>書棚</td><td>黒板・白板</td><td>掛時計</td><td>温度計</td></tr><tr><td>数量</td><td>組</td><td>台</td><td>個</td><td>個</td><td>個</td></tr><tr><td>種類</td><td>長靴</td><td>雨合羽</td><td>保護帽</td><td>懐中電灯</td><td>衣類ロッカー</td></tr><tr><td>数量</td><td>足</td><td>着</td><td>個</td><td>個</td><td>台</td></tr><tr><td>種類</td><td>消火器</td><td>掃除具</td><td>受注者加入電話・FAX</td><td>インターネット</td><td>冷暖房機器</td></tr><tr><td>数量</td><td>個</td><td>個</td><td>台</td><td>台</td><td>台</td></tr></table>	適用						規模	10程度	20程度	35程度	65程度	100程度	部 位 等	仕 上 げ					床	合板張り又はビニール床シート張り					内壁・天井	合板張り又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルション塗り					屋根	熔融亜鉛めっき鋼板又は鉄板張り、調合ペイント塗り					種類	机・いす	書棚	黒板・白板	掛時計	温度計	数量	組	台	個	個	個	種類	長靴	雨合羽	保護帽	懐中電灯	衣類ロッカー	数量	足	着	個	個	台	種類	消火器	掃除具	受注者加入電話・FAX	インターネット	冷暖房機器	数量	個	個	台	台	台
	適用																																																																									
	規模	10程度	20程度	35程度	65程度	100程度																																																																				
	部 位 等	仕 上 げ																																																																								
	床	合板張り又はビニール床シート張り																																																																								
	内壁・天井	合板張り又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルション塗り																																																																								
	屋根	熔融亜鉛めっき鋼板又は鉄板張り、調合ペイント塗り																																																																								
	種類	机・いす	書棚	黒板・白板	掛時計	温度計																																																																				
数量	組	台	個	個	個																																																																					
種類	長靴	雨合羽	保護帽	懐中電灯	衣類ロッカー																																																																					
数量	足	着	個	個	台																																																																					
種類	消火器	掃除具	受注者加入電話・FAX	インターネット	冷暖房機器																																																																					
数量	個	個	台	台	台																																																																					
④ 工事用水	構内既存の施設 ○ 利用できる（○ 有償 ・ 無償） ・ 利用できない 取出位置 ・ 図示（図面番号：6/7）																																																																									
⑤ 工事用電力	構内既存の施設 ・ 利用できる（・ 有償 ・ 無償） ○ 利用できない 本工事で新規受電または既設電気回路に接続し、通電した時から、工事に起因する電力料金は、本工事に含まれる。																																																																									
⑥ 騒音・粉じん等の対策 (2.2.1)	○ 設ける ・ 防音パネル ・ 防音シート ○ 養生シート ・ 設けない																																																																									
7 仮設鉄板敷	・ 工事用進入路の養生として、鉄板(t=22)を敷き、養生を行うこと。 位置 ・ 図示（図面番号： ）																																																																									
8 山留めの撤去 (2.4.3)	鋼矢板等の抜き後の処理 ・ 砂充填 ・ （ ）																																																																									
⑨ 散水養生	解体作業時には粉塵等の飛散を防ぐため、散水養生を行うこと。																																																																									
⑩ 足場	設置する足場については、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省平成21年4月）」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組み立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。																																																																									
解体施工	3 1 浄化槽、排水槽等 (3.2.1)	汚水、汚物の回収、洗浄、消毒等 ・ 行う ・ 行わない																																																																								
	2 オイルタンク、サービスタンク配管内等(3.2.1)	廃油の回収、洗浄等 ・ 行う ・ 行わない																																																																								
	3 杭の撤去(3.9.2)	杭の撤去 ・ 行う ・ 行わない 解体方法 ・ 引抜き工法（ ・ 振動 ・ ケーシング ・ （ ）） ・ 破砕 ・ 図示（図面番号： ）																																																																								

		引き抜いた杭の処理 ・ 図示（図面番号： ）										
	4 さく、照明設備等 (3.10.1) ⑤ 樹木等 (3.11.1) ⑥ 地下埋設物及び埋設配管 (3.12.1) ⑦ 解体撤去後の整地 (3.13.1)	さく、照明設備等の付属物の解体 ・ 図示（図面番号： ） 樹木の伐採抜根及び移植 ○ 行う 図示（図面番号： 6/7） ・ 行わない 地下埋設物及び埋設配管の解体 ○ 行う 図示（図面番号： 4/7） ・ 行わない ・ 砕石（0-40）にて周辺地盤面まで埋め戻すこと。 ・ 再生クラッシャーラン（RC-40）にて周辺地盤面まで埋め戻すこと。 ・ 山砂にて周辺地盤面まで埋め戻すこと。 ○敷き均し締固め										
4 建設廃棄物の処理	1 産業廃棄物 広域認定制度（4.4.2） 2 最終処分 (4.4.3) 3 処理に注意を要する建設廃棄物 (4.5.1) 4 水銀使用製品産業廃棄物 5 水銀含有ばいじん等	特例による広域の処理 ・ 図示（図面番号： ） 最終処分する廃棄物 ・ （ ） 最終処分場 ・ （ ） <table><tr><th>建設廃棄物の種類</th><th>処理方法</th></tr><tr><td>・ C C A 処理木材</td><td></td></tr><tr><td>・ (1) アスベスト含有石膏ボード</td><td></td></tr><tr><td>・ (2) ひ素、カドミウム含有石膏ボード</td><td></td></tr><tr><td>・ (1) (2) 以外の石膏ボード</td><td>・ 埋立処分 ・ 再資源化</td></tr></table> ・ 蛍光ランプ ・ H I D ランプ ・ （ ） 「水銀廃棄物ガイドライン」（第3版）（令和3年3月 環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課）に基づき適切に処理すること。 ・ 燃え殻 ・ 鉱さい ・ ばいじん ・ 汚泥 ・ 廃酸 ・ 廃アルカリ 「水銀廃棄物ガイドライン」（第3版）（令和3年3月 環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課）に基づき適切に処理すること。	建設廃棄物の種類	処理方法	・ C C A 処理木材		・ (1) アスベスト含有石膏ボード		・ (2) ひ素、カドミウム含有石膏ボード		・ (1) (2) 以外の石膏ボード	・ 埋立処分 ・ 再資源化
建設廃棄物の種類	処理方法											
・ C C A 処理木材												
・ (1) アスベスト含有石膏ボード												
・ (2) ひ素、カドミウム含有石膏ボード												
・ (1) (2) 以外の石膏ボード	・ 埋立処分 ・ 再資源化											
5 特別管理産業廃棄物の処理	1 施工計画調査 (5.1.2) 2 PCBを含む機器類 (5.4.1) 3 廃油、廃酸、 廃アルカリの処理 の有無（5.4.1） 4 ダイオキシン類 (5.4.1) 5 水銀を含む特別 管理産業廃棄物 6 廃水銀等	・ 特別管理産業廃棄物の分析調査 調査範囲 図示（図面番号： ） ・ 微量P C B、P C B 含有シーリング材の分析調査 調査範囲 図示（図面番号： ） ・ 廃油 適用箇所 図示（図面番号： ） ・ 廃酸 適用箇所 図示（図面番号： ） ・ 廃アルカリ 適用箇所 図示（図面番号： ） ・ サンプリング調査 調査範囲 図示（図面番号： ） 解体方法及び処分方法 ・ （ ） ・ 図示（図面番号： ） ・ 鉱さい ・ ばいじん ・ 汚泥 ・ 廃酸 ・ 廃アルカリ 「水銀廃棄物ガイドライン」（第3版）（令和3年3月 環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課）に基づき適切に処理すること。 ・ 廃水銀（特定施設において生じたもの） ・ 廃水銀化合物 ・ 廃水銀（水銀使用製品が産業廃棄物となったもの等から回収したもの） 「水銀廃棄物ガイドライン」（第3版）（令和3年3月 環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課）に基づき適切に処理すること。										
⑥ 除石 去綿 及含 び有 処建 理材 の	① 施工調査 (1.4.1)	石綿含有建材の事前調査 工事着手に先立ち、石綿含有建材の使用について、目視、設計図書及び貸与資料等により書面調査及び現地調査し、監督職員に報告すること。 調査範囲（○ 設計図書すべて ・ 図示 貸与資料（○ 石綿有無の調査報告書 ・ ・ 分析による石綿含有建材の調査 分析対象 フカチライト、マゼイト、アソフィライト、クリソタイル、クロソライト、トモライト										

除去及び処理

2石綿粉じん濃度測定
(6.1.3)

採取箇所・図示（図面番号）サンプル数1箇所あたり3サンプル

適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定箇所数
・測定1	処理作業前	処理作業室内	調査対象室外部の付近	計点
・測定2			処理作業室内	計点
・測定3			負圧・除じん装置の排気吹出し口	出口吹出し風速1m/s以下の位置 計点
・測定4	処理作業中	処理作業室内	処理作業室外（敷地境界）	計点
・測定5			処理作業室内	計点
・測定6	処理作業後（シート養生中）	処理作業室内		計点
・測定7	処理作業後（シート撤去後1週間以降）	調査対象室外部の付近	処理作業室内	計点
・測定8			処理作業室外（敷地境界）	計点

測定方法

	測定3	測定1,2,4,6,7,8	測定5
メンブレンフィルタ直径（mm）	25	25	47
試料の吸引流量（L/min）	・1・（）	・5・（）	・10・（）
試料の吸引時間（min）	・5・（）	・120・（）	・240・（）

3石綿含有吹付け材の除去・処分
(6.3.2)
(6.3.3)

除去対象範囲・図示（図面番号：）

除去工法・解共仕[6.3.2]・図示（図面番号：）

除去した石綿含有吹付材等の飛散防止措置

・固化・湿潤化

除去した石綿含有吹付材等の処分

・埋立処分（管理型最終処分場）・中間処理（溶融又は無害化処理）

4石綿含有保温材等
(6.4.1)
(6.4.3)

除去対象範囲・図示（図面番号：）

除去した石綿含有保温材等の処分

・埋立処分（管理型最終処分場）・中間処理（溶融又は無害化処理）

5石綿含有成形板
(6.5.1)
(6.5.3)

除去対象範囲・図示（図面番号：）

処分方法（石綿含有せっこうボードを除く）

・埋立処分（安定型最終処分場）・中間処理（溶融又は無害化処理）

6石綿含有仕上塗材
(6.6.1)
(6.6.4)

除去対象範囲・図示（図面番号：）

除去工法・図示（図面番号：）

除去した石綿含有仕上塗材等の処分

・埋立処分（安定型最終処分場）・中間処理（溶融又は無害化処理）

※「石綿含有仕上塗材の除去等作業における石綿飛散防止対策について」（平成29年5月30日付け環水大大発第1705301号）及び「建築物の改修・解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針」（平成28年4月28日国立研究開発法人建築研究所）に基づき適切に処理すること。

7除去等作業の結果報告

除去等作業が終了したときは環境省令で定めるところにより、その結果を遅滞なく発注者に書面で報告すること。

7特殊な建設副産物の処理

1施工計画調査
(7.1.3)

分析調査

・行う調査範囲図示（図面番号：）

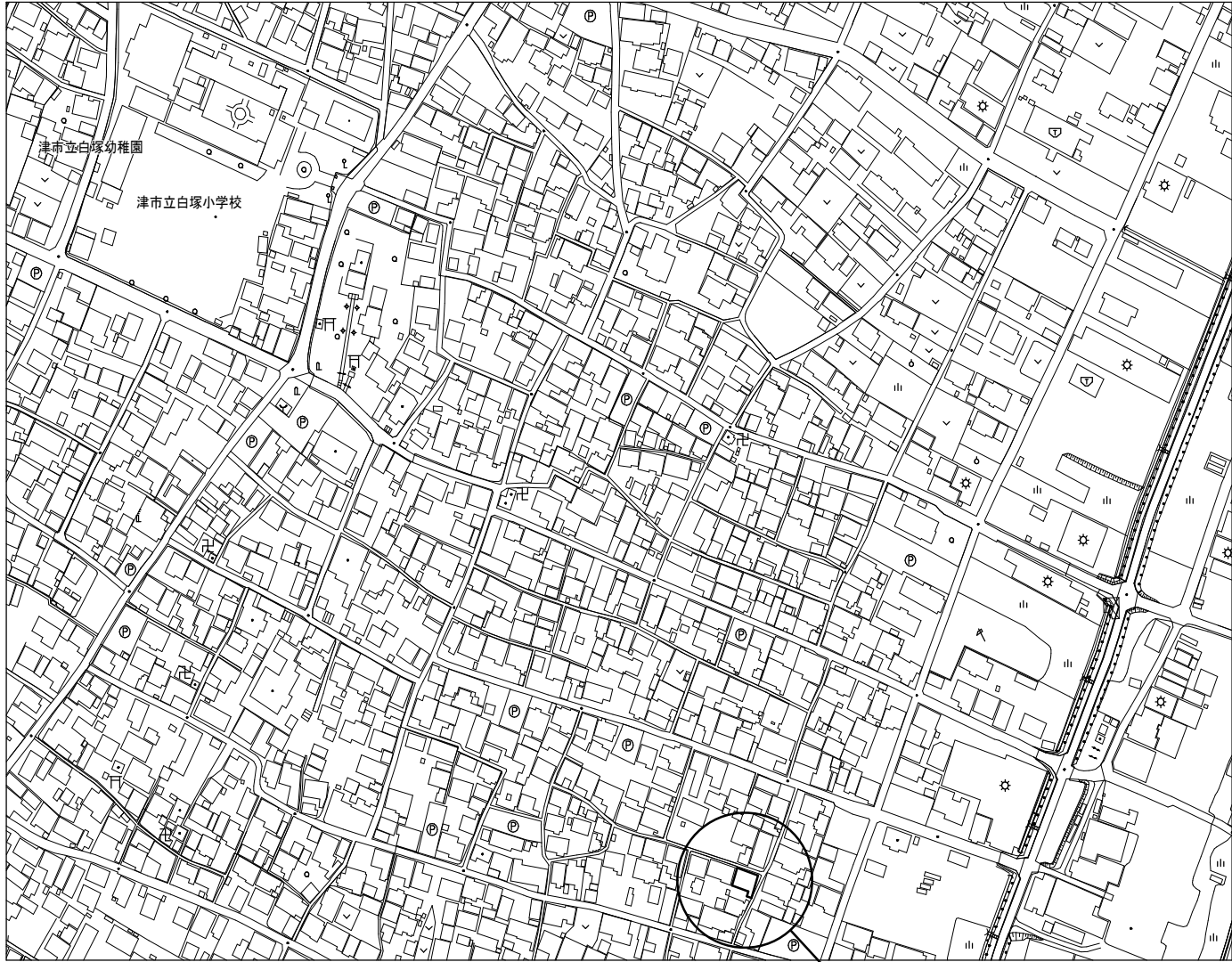
・行わない

2特殊な建設副産物
(7.3.1)

特殊な建設副産物の種類等

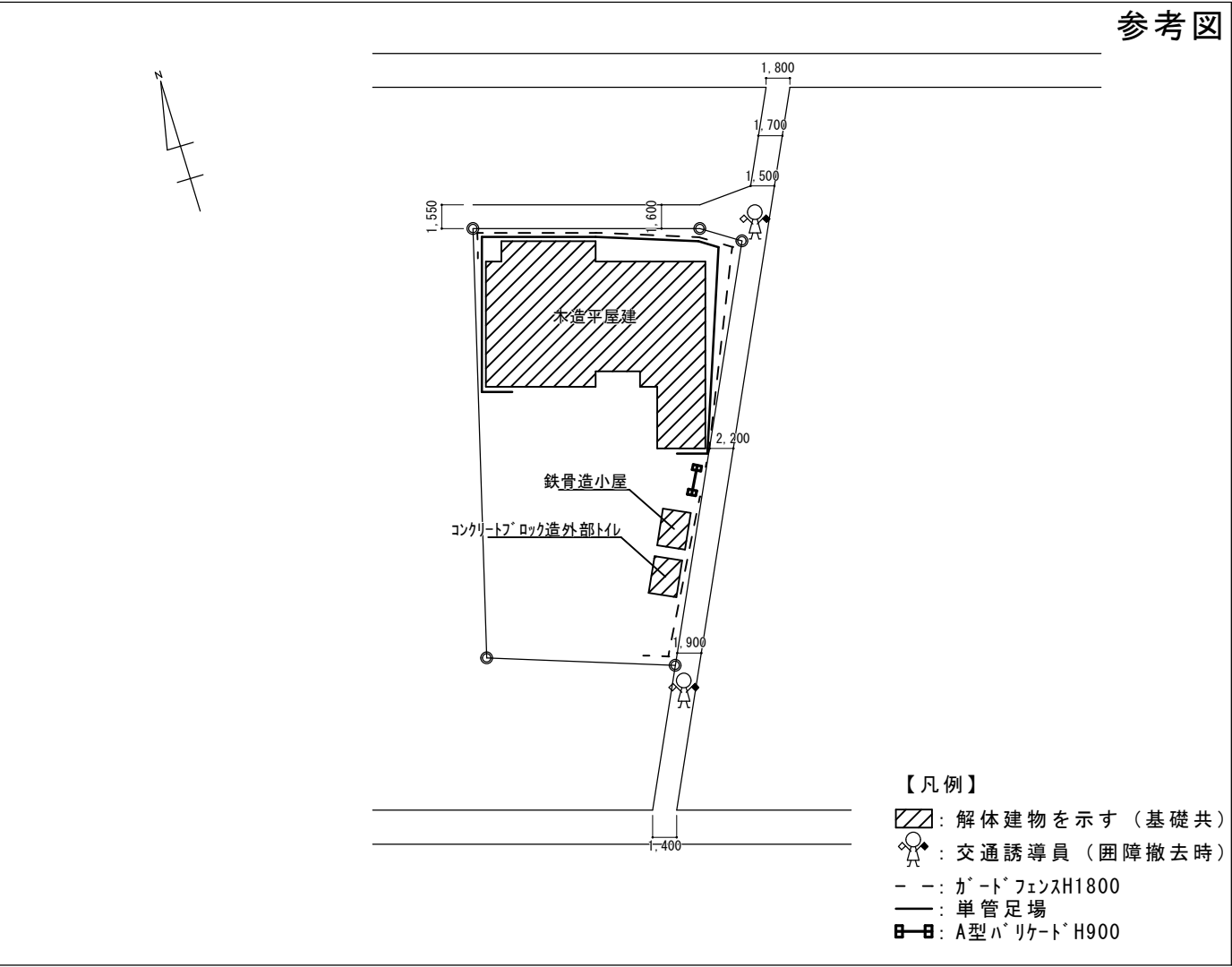
種類	適用箇所	回収及び処分
・フロン		・（）
・ハロン		・（）
		・（）
		・（）

津市白塚町地内特定空家等解体工事		縮尺
図面名称	特記仕様書 2	No. 2/7
		原図：A 3
津市都市計画部建築指導課		



附近見取図

工事場所



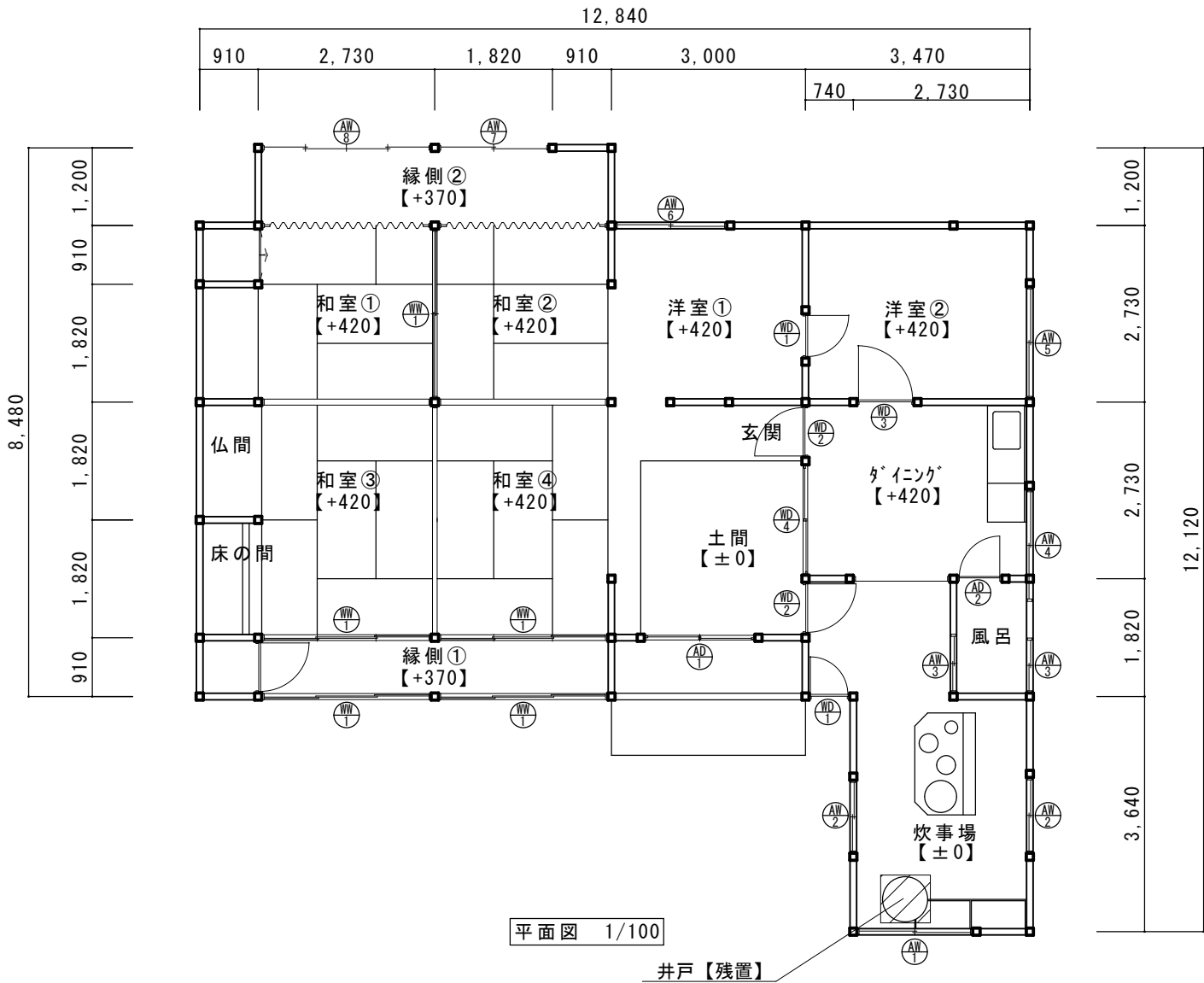
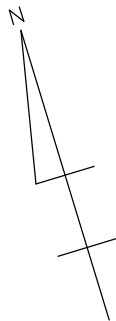
配置図兼仮設計画面図1/400

津市白塚町地内特定空家等解体工事		縮尺 1/400
図面名称	附近見取図・配置図兼仮設計画面図	No. 3/7
		原図：A 3
津市都市計画部建築指導課		

建築物等概要	
工事名称	津市白塚町地内特定空家等解体工事
工事場所	津市 白塚町 地内
敷地面積	3 2 7 . 2 7 m ²
延床面積	1 0 9 . 9 6 m ²
構 造	木造平家建て 軸組構法（荒壁）
建築年月日	新築：明治27年 増築：不明

建具リスト		
記 号	寸 法	個 数
A D 1	1,780×1,895	1
A D 2	800×1,750	1
A W 1	1,795×910	1
A W 2	1,170×700	2
A W 3	910×715	2
A W 4	1,720×795	1
A W 5	1,730×1,095	1
A W 6	1,740×595	1
A W 7	1,780×1,820	1
A W 8	2,690×1,820	1
W W 1	2,690×1,820	5
W D 1	630×1,750	2
W D 2	800×1,750	2
W D 3	885×1,750	1
W D 4	1,710×1,750	1

内部仕上げ表					
室 名	床	巾 木	壁	天 井	備 考
炊事場	土間コンクリート直均し仕上げ	—	漆喰塗り仕上げ （一部化粧合板貼り t=6）	屋根木下地表し （一部化粧石こうボード貼り t=9）	かまど 流し台 井戸【残置】
土間	土間コンクリート直均し仕上げ	—	化粧合板貼り t=6	天然木天井板	※崩落個所のため判別不明
玄関	縁甲板張り t=18	—	化粧合板貼り t=6	天然木天井板	※崩落個所のため判別不明
風呂	タイル張り 100角	—	モルタル下地金コシ仕上げ	ベニヤ板塗装仕上げ	腰：タイル張り 100角
ダイニング	床化粧合板張り t=12	木製巾木 t=10	化粧合板貼り t=6	ビニルクロス貼り	ミニキッチン
洋室①	床化粧合板張り t=12	木製巾木 t=10	化粧合板貼り t=6	化粧石こうボード貼り t=9	カーペット 木製脚2台
洋室②	床化粧合板張り t=12	木製巾木 t=10	化粧合板貼り t=6	化粧石こうボード貼り t=9	
和室①	畳敷 t=50	—	漆喰塗り仕上げ	天然木天井板	アコーデイオンカーテン カーペット
和室②	畳敷 t=50	—	漆喰塗り仕上げ	天然木天井板	アコーデイオンカーテン カーペット スチール製テブル 木製テブル スチール製米びつ
和室③	畳敷 t=50	—	漆喰塗り仕上げ	天然木天井板	ふすま
和室④	畳敷 t=50	—	漆喰塗り仕上げ	天然木天井板	※崩落個所のため判別不明
縁側①	縁甲板張り t=18	木製巾木 t=10	化粧合板貼り t=6	天然木天井板	
縁側②	縁甲板張り t=18	木製巾木 t=10	化粧合板貼り t=6	化粧石こうボード貼り t=9	

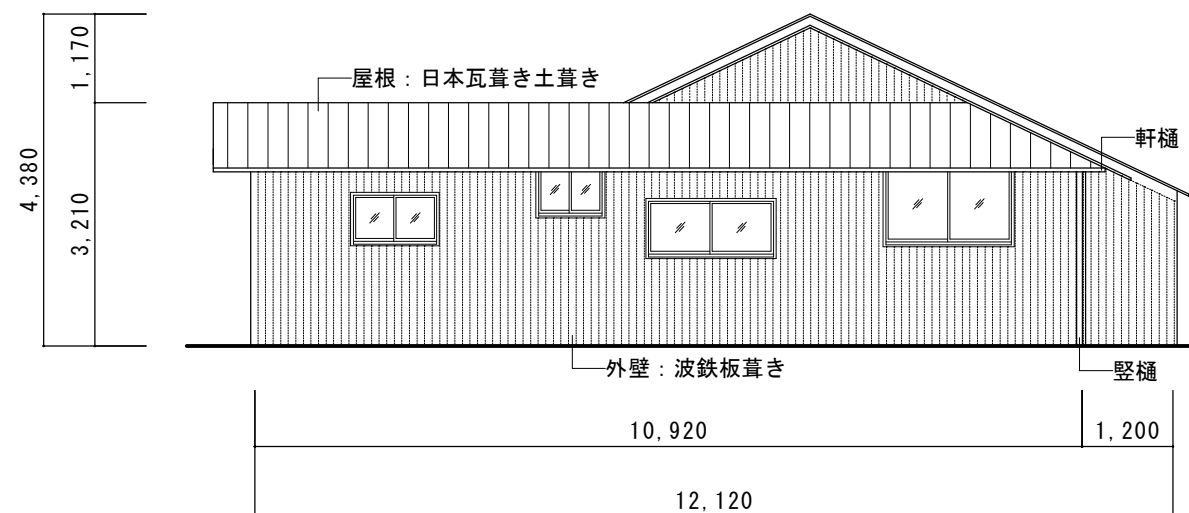


【特記】
残置物については特記なき限り記載の有無に関わらず撤去処分すること。

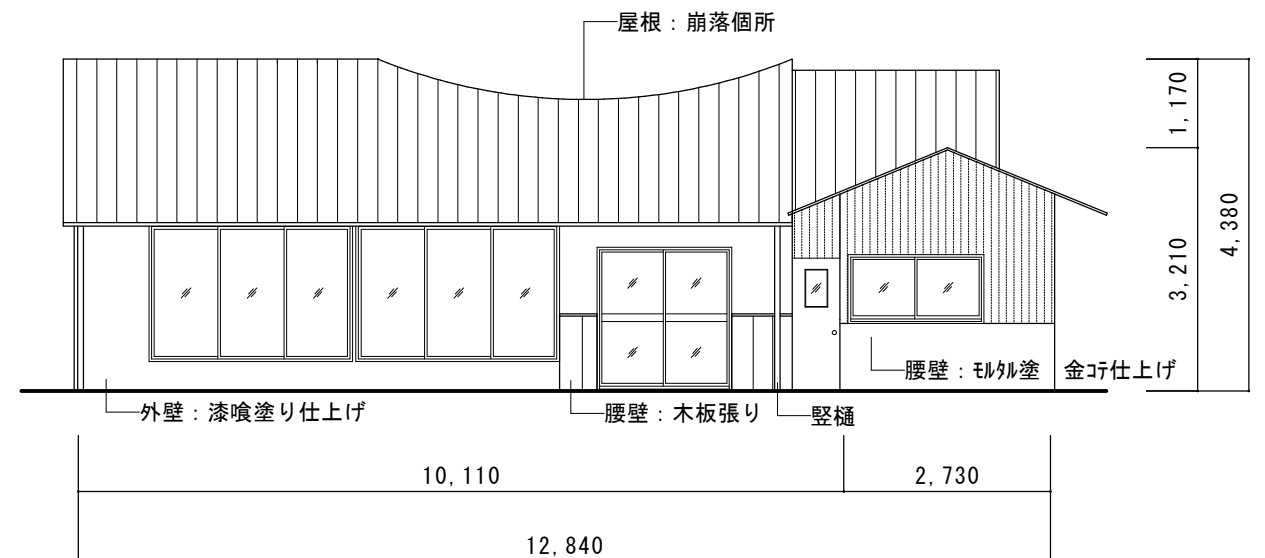
主たる構造	
名 称	寸 法
土 台	105×105
柱	105×105、L=2600程度
梁、桁	105×180～240
母屋、小屋束	90×90

	津市白塚町地内特定空家等解体工事		縮尺 1/100
図面名称	平面図・内部仕上げ表		No. 4/7
			原図：A3
津市都市計画部建築指導課			

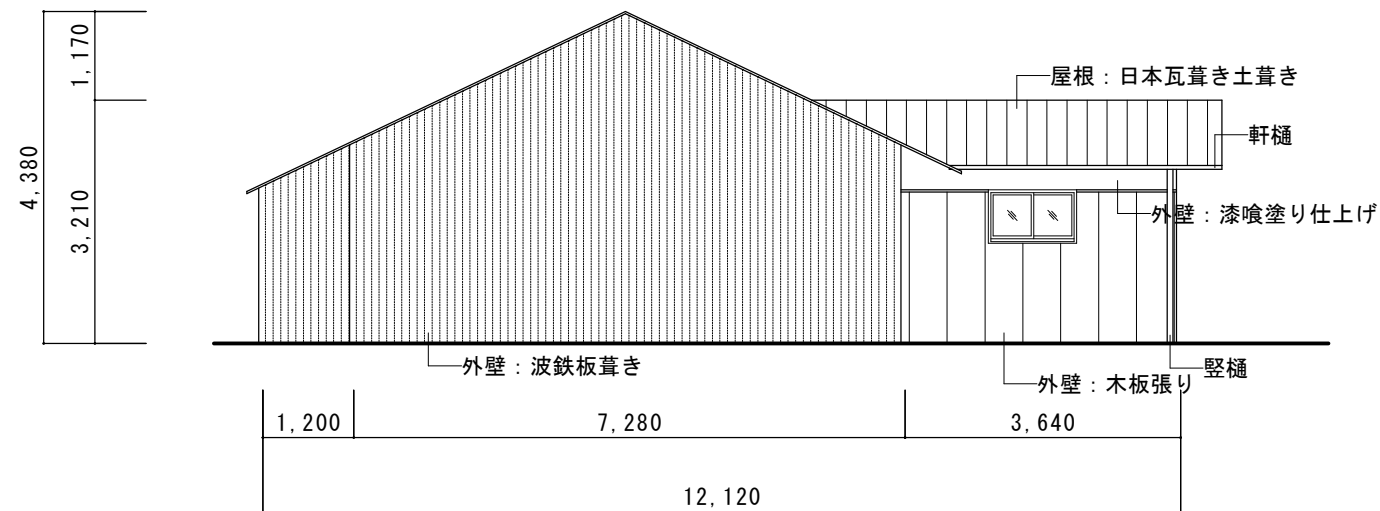
【参考図】



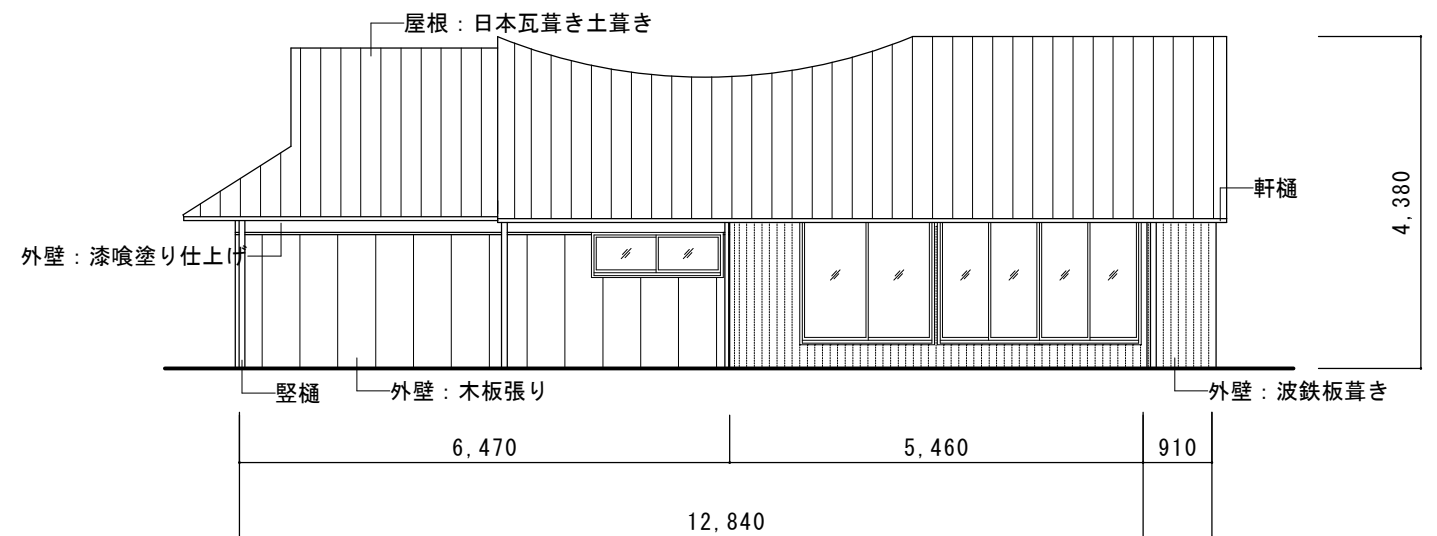
東立面図 1/100



南立面图 1/100



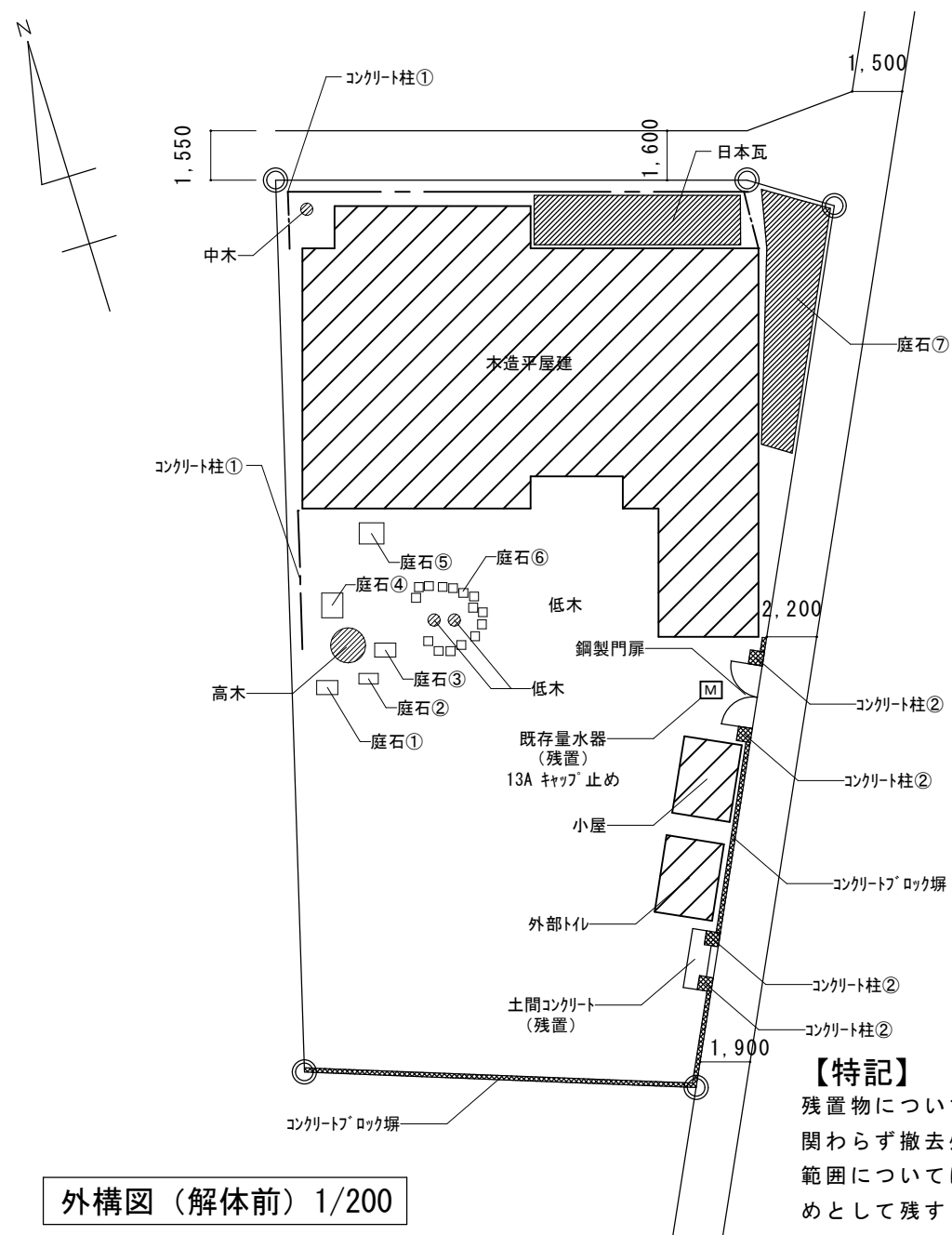
西立面图 1/100



北立面图 1/100

外部仕上げ表	
屋 根	日本瓦葺き土葺き
軒 天	屋根木下地表し 屋根垂木 化粧野地板表し
外 壁	土壁：波鉄板張り、漆喰塗り、木板張り
腰 壁	モルタル塗金コテ仕上げ、木板張り
建 具	アルミ製（一部木製）
樋	軒樋：塩ビ製半丸型105 堅樋：塩ビ製φ75
玄関	土間コンクリート直均し仕上げ

津市白塚町地内特定空家等解体工事		縮尺 1/100
図面名称	立面図・外部仕上げ表	No. 5/7
		原図：A3
津市都市計画部建築指導課		

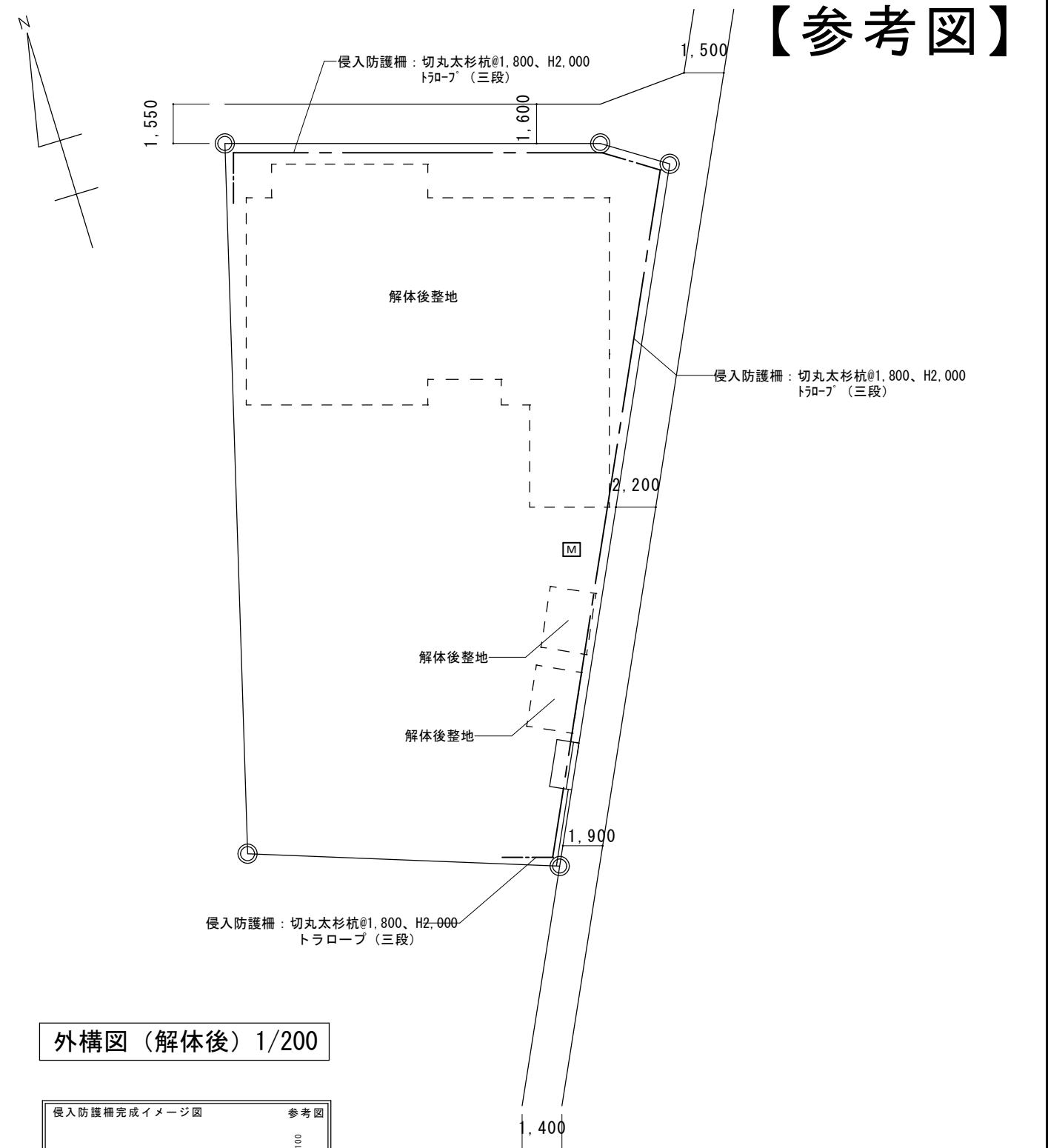


外構図 (解体前) 1/200

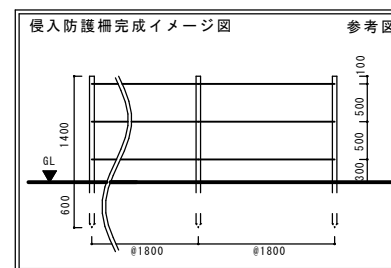
撤去リスト			
名 称	摘 要	数 量	凡 例
コンクリート柱①	100×100×H2,000 波板鉄板張り、木製頭つなぎL=23,600共	15本	— — —
コンクリート柱②	300×300×H2,000	4本	
コンクリートブロック塀	200×400×100×H1,600、L=19,990	1か所	
鋼製門扉	1,800×900（両開き）	1か所	
外部トイレ	コンクリートブロック造 1,130×2,150×H2,200	1か所	—
小屋	鉄骨造 1,600×2,170×H2,200	1か所	—
樹木	高木：幹周150cm未満	1本	—
樹木	中木：幹周15cm～25cm未満	1本	—
樹木	低木：幹周15cm未満	2本	—
日本瓦	※家屋の撤去数量に計上	—	—
庭石①	600×400×H300程度	1個	—
庭石②	550×300×H200程度	1個	—
庭石③	600×400×H300程度	1個	—
庭石④	600×700×H250程度	1個	—
庭石⑤	700×600×H200程度	1個	—
庭石⑥	250×250×H100程度	15個程度	—
庭石⑦	300×300×H300程度	42個程度	

【特記】

残置物については特記なき限り記載の有無に関わらず撤去処分すること。また、困障撤去範囲については現状地盤面でカットして土留めとして残すこと。



外構図（解体後） 1/200



津市白塚町地内特定空家等解体工事		縮尺 1/200
図面名称	外構図（解体前・後）	No. 6/7
		原図：A3
津市都市計画部建築指導課		



北東面外観



北面外観



西面外観



東面外観



東面外観



南面外観



内観（崩落状況）



内観（崩落状況）

津市白塚町地内特定空家等解体工事		縮尺 —
図面名称	現状写真（外観、内観）	No. 7/7
		原図：A3
津市都市計画部建築指導課		